

西東京・住基ネットいらなない! ニュース

2005年10月15日発行 vol.10 <http://www1.jca.apc.org/juki85/jukisoshoNishiTokyo/>

発行：住基ネット訴訟・西東京の会（連絡先 / 小崎 tel&fax 0424-64-5481, 柳田 tel&fax 0424-61-3246）

jukisosyo@yahoo.co.jp 会費、カンパ振込先：住基ネット訴訟・西東京の会 / 郵便振替 00170-9-777564

取消訴訟 & 国賠訴訟第6回口頭弁論 「自己情報コントロール権」は存在しない？ 原告被告の論戦がいよいよ本格化

取消訴訟第6回口頭弁論

法律で禁止してるんだから大丈夫、とは

9月7日に開かれた住基ネット取消訴訟の第5回口頭弁論で、被告西東京市は準備書面(6)を提出、次のような主張で原告に反論してきました。

「自己情報コントロール権」は、実体法上の根拠がなく、憲法上の人権として認めることはできない。

であるから、住民票コードの選択、記載などは原告の憲法上の人権を何ら制約しない。

氏名住所性別生年月日のいわゆる「4情報」は、個人を識別するための単純な情報で、秘匿の必要性は高くない。

データマッチングや名寄せは、法律で禁止されているから危険は皆無。

住基ネットの導入で、窓口事務が簡素化して住民の利便性は向上した。正当の行政目的がある。

さて、これらの被告主張に理はあるでしょうか？

まず、「自己情報コントロール権」というコトバを用いた法律がないからといって、それが法的に認められた権利でない、とただちにいうことはできません。個人情報保護法には「自己情報コントロール権」という用語こそ用いられていませんが、本来「個人情報の取扱いに関する規律と本人関与の仕組みを具体的に規定」(総務省HP)して、「個人の権利利益を保護すること」(同法第1条)を目的として

いたはずで。政府みずからが法制定時に「『自己情報コントロール権』という用語は用いないが、実質的内容を保障するもの」と解説しているのです。

私たちは、憲法13条が定める個人の尊厳の確保、幸福追求権の保障のなかには自己情報コントロール権が含まれると考えています。同じく憲法13条に基づいて、今日ではすっかり定着したかに見える「プライバシー権」にしても、「プライバシー権保護法」というような法律に基づいているわけではありません。多くの判例の積み重ねによって基礎づけられてきた権利です。「確立していない」というなら、裁判所の積極的な判断によって確立させればよいのです！

また 言うように4情報の秘匿性がもし高くないなら、(西東京市でも進められているような)住民票基本台帳の閲覧制限はまったく根拠のないことになってしまし、住民票コード(及びその履歴情報)と連結された4情報の場合に飛躍的に高まる危険性をまったく無視した暴論です。

そのデータマッチングや名寄せについての被告主張ですが、「法律で殺人は禁止されているのだから、殺人が起こる危険は皆無」と言いかえてみれば、その荒唐無稽ぶりがすぐにわかるのではないのでしょうか。についても論証抜きでデータも示さない「妄説」の類というべきものです。(次ページへつづく)

国賠訴訟第 6 回口頭弁論

「違法行為」あれば、当然国賠法の救済対象

国賠訴訟の口頭弁論は10月3日に開かれ、原告側が準備書面(5)(6)を、被告側が同(4)を提出しています。

被告は今回のケースについて、国家賠償法第1条第1項に基づいて、公務員が故意または重大な過失によって、通常つくすべき注意義務を怠った場合にのみ賠償責任が生じるが、今回はそれには該当しない、といます。これに対して原告側は「違法」と「過失」は別次元の問題であり、行政処分が客観的に違法であれば、公務員の故意過失を問わず国家賠償法のいう「違法」行為であり、救済の対象となりうる、と反論しました。

住基ネットはプライバシーや人格権を侵害した憲法13条違反、市町村長の法的義務を定めた住民基本台帳法36条の2違反、個人情報保護のために必要な万全な措置を講ずることを命じた住基法附則第1条違反、さらに地方自治体の責任を定めた地方自治法第2条第14項、地方財政法第2条第1項、第4条第1項などに違反するものです。これらの「違法」が明らかになれば、本人の意思に反して一方的にコード番号を付番し記載したことは、当然、国賠法による救済の対象となるべきものです。そして被告(西東京市長)が住基ネット実施にあたって、当事者として何ら必要な措置を講じてこなかったことは、これまでの審理でさえ、すでに明らかになっているのではないのでしょうか？ (H)

市長から回答！「最善の努力を払い続ける」



坂口光治市長
(市のHPより)

国賠訴訟原告の1人でもある高橋良彰さんが2度にわたって市長に質問書を送付、2度の回答を得ました。

高橋さんは住基ネットについての市長の考え方を問い、セキュリティ対策、住基ネット参加を市民の選択制にする考えはないかなどを尋ねました。住基ネット稼働に際して、西東京市市民参加条例に基づく市民参加手続を経るべきではなかったのかとの高橋さんの問いに、坂口市長は「住民基本台帳事務は自治事務ではあるが、市長の裁量は小さく、市民参加手続を経る余地がなかったと判断する」と答えました。また、IT導入により情報が集中することで大量の情報漏洩のおそれがあることについて、「最善の努力を払い続ける必要があると認識している」とも答えました。

高橋さんは2度の回答を受け、自治事務の内容により市長の裁量に大小があるとはどういうことか、住基ネットシステムにより行政事務がどれだけ効率化されコスト削減を図ることができるのか、費用対効果を具体的に明示してほしい、と重ねて説明を求めています。

一方、とめよう住基ネット！西東京市民の会も坂口市長に質問書を送付しました。

本年6月市議会予算特別委員会で、議員の住基ネットに関する質問に市長は住民基本台帳システムの何についてどう対応したいと答弁したのかとの問いに対し、「金沢地裁の判例が出て、注目をされているところであるが、名古屋地裁の判決もある。そのようなことをめぐって全国の裁判所で争われているということである。本市においても、全国の裁判経過を見守りながら、適切に対応していきたい」との回答を得ました。

よてい表

取消訴訟 第7回口頭弁論

11月15日(火) 10時30分～
東京地裁712号法廷

国賠訴訟 第7回口頭弁論

11月28日(月) 13時30分～
東京地裁713号法廷

活動日誌

- 9 / 7 取消訴訟第6回口頭弁論
- 9 / 23 弁護団との学習会
- 10 / 3 国賠訴訟第6回口頭弁論

= 学習会のお知らせ =

西東京市公民館講師派遣事業
主催 :とめよう住基ネット！西東京市民の会

藤本一男さん(作新学院大学助教授)連続講演会
情報の消費者から情報の主権者へ」

第1回 10月14日(金)19:00~21:30

情報システムの歴史と利用者の関係の変化

--- オペレータ、消費者、から主権者へ

第2回 11月11日(金)19:00~21:30

自己情報は、コントロール可能なのか

--- 自治体は住民の代理人としての信頼を確立できるか

会場 いずれも保谷公民館第一会議室
(西武柳沢駅南口1分)

参加費 :資料代(100円)